

太平洋島しょ国との交流推進に向けた三重県 PR 動画制作事業 業務委託仕様書

1 事業の目的

これまで本県は、第9回太平洋・島サミット（以下、「PALM9」という。）開催に向けて、開催気運の醸成、三重の魅力発信、地域経済の回復、国際会議開催を通じた本県のブランド力向上、を基本方針に掲げ、本県と太平洋島しょ国（以下、「島しょ国」という。）との次世代交流など、様々な事業を展開してきた。

これらの取組について、SNSを通じて親しみやすい言葉や印象的な画像を用いて積極的に情報発信したところ、県民の間にも少しずつPALM9や島しょ国への関心や理解度が高まり、共感や参加意識醸成の輪が拡大した。

この動きに的確に対応し、時機を逃すことなく島しょ国との交流推進を加速するためには、更なる取組の強化が重要であり、特に、訪日が事実上不可能かつ集客型イベントの開催が制限されている今、動画等を有効活用し、三重県を身近に感じてもらうとともに、ポストコロナ社会に向けて国内外へ存在感を示す必要がある。

また、PALM9は、本年6月28日以降にテレビ会議方式で開催されることが発表されたものの、島しょ国首脳がオンラインで一堂に会する貴重な機会を生かし、サミットの中で本県のPR動画を発信することで、これまで準備してきた地元プログラム等の内容を紹介するとともに、今回ふれあうことができなかった県民の思いも込めて、島しょ国首脳をはじめ各国関係者の方々に、直接本県の取組や魅力を伝えることが必要である。

さらに、この動画を太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク会議、島しょ国との交流イベント、SNS等の様々な機会を活用し放映することで、本県と島しょ国の交流の発展を一過性ではなく継続的なものとし、第10回太平洋・島サミットの本県誘致につなげる。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務の実施期間：契約の日から令和3年6月30日（水）まで
- (2) 委託業務の主な内容：三重県PR動画の制作

3 委託業務の内容

テレビ会議方式で実施されるPALM9において、本県の取組や魅力をPRするとともに、太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク会議や、本県と島しょ国との交流イベント、SNS等さまざまな機会に情報発信するための動画を制作する。発注者が指定するテーマに基づき、動画の構成やシナリオを考案し、撮影・編集を行う。

(1) 制作する動画のテーマ

	テーマ	内容 (例示)	時間 (目安)
①	三重の先進的取組 (デジタル分野)	・無人航空機等を活用した地域課題解決 ・ICTを活用した医療、防災、減災 (離島におけるオンライン診療、ドローンの活用。ICTを活用した津波予測システム。)	2分
②	三重の先進的取組 (グリーン社会の実現)	・ミッションゼロ 2050 みえの取組 ・ICETTによるごみのリサイクル等の取組	2分
③	伊勢志摩地域の魅力	・(志摩市) SDGs 未来都市の取組 ・伊勢志摩地域の魅力紹介(真珠養殖含む) ・海女文化の紹介	2分
④	次世代交流	・県立水産高校の取組(パラオとの交流)	2分
⑤	4編フルバージョン (①+②+③+④)	・4編をつなげたもの	8分
⑥	4編ダイジェスト 日本語版(①+②+③+④)	・4編を短くまとめたもの	5分
⑦	4編ダイジェスト 英語版(①+②+③+④)	・4編を短くまとめたもの	5分

(2) 制作する動画の概要

- ・3(1)で指定するテーマごとに動画の構成やシナリオを考案し、撮影・編集を行うこと。
- ・テーマごとに代表的な発信者を選定し、動画に登場・発言していただくこと。発信者及び発言内容については、発注者と十分協議のうえ、受注者が作成すること。
- ・動画の撮影場所は、テーマと親和性がある場所を選定すること。
- ・(1)①～⑥については、日本語のナレーションに、英語の字幕をつけること。
- ・(1)⑦については、英語のナレーションに、日本語の字幕をつけること。
- ・動画のナレーション原稿については、発注者と十分協議のうえ、受注者が作成すること。
- ・(1)①～⑥については、SNS等で使用予定。
- ・(1)⑦はPALM9等で放映予定。
- ・今後、外務省において決定されるPALM9のタイムスケジュール次第では、本県のPR時間が変更になることがある。その場合、発注者から(1)⑦の目安時間の変更を指示するので、発注者と十分協議しながら対応すること。なお、その対応経費については委託金額に含まれるものとする。

(3) 英語による発信

- ・各国首脳に向けた動画となるため、英語によるナレーション経験があり、かつ高度な英語話力がある者（ネイティブが望ましい）を手配し、動画のナレーターに起用する。
- ・動画に使用するシナリオ原稿と字幕は、翻訳経験のある者が校正を行うこと。校正者はネイティブが望ましい。

(4) 制作・打合わせ

- ・契約締結後、早急に全体の業務計画書を提出すること。
- ・各テーマの動画撮影にあたり、事前に撮影場所や撮影する動画の構成、シナリオ等を記載した個別計画書を発注者に提出し、打ち合わせを行うこと。
- ・撮影した動画は、随時制作中の映像の試写を行い、発注者の確認を得たうえで制作すること。
- ・発信者の動画撮影にかかる日程調整等は、受注者が行うこと。ただし、発注者が指定する場合はこの限りでない。

(5) その他

- ・撮影のために許可申請等が必要となる場合には、原則、受託者が手続きを行うこと。また、撮影に関する交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等、業務実施にかかる必要経費は、委託金額に含まれるものとする。
- ・音楽素材やイラスト等の使用に関しては、オリジナルかフリー素材を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。

4. 契約上限額

3,466,650 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5. 納品物

- (1) 委託業務実施内容及び実施スケジュールを記載した「委託業務全体計画書」
（原則としてA4版・両面印刷） 2部（提出時期：委託業務着手時）
- (2) 各テーマの撮影内容やスケジュールを記載した「個別計画書」
（原則としてA4版・両面印刷） 各2部（提出時期：各テーマの撮影開始前）
- (3) 3(1)～(5)にかかる成果物7本
 - ・動画は、「mp4」「avi」「wmv」「mov」のいずれかのファイル形式にてDVD等に保存して提出すること。
 - ・動画については、3(1)①～⑦でそれぞれDVD等を作成すること。
 - ・提出するファイル形式を変更することがある。その場合、発注者から変更を指示するので対応すること。なお、その対応経費については委託金額に含まれるものとする。

6. 納入場所

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部国際戦略課太平洋・島サミット推進班

7. 納入期限

3 (1) ⑦の動画 : 契約の日から令和3年6月23日(水)まで

3 (1) ①～⑥の動画 : 契約の日から令和3年6月30日(水)まで

8. 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議しながら進めるものとする。
- (2) 上記の協議の結果、業務実施内容が変更となる場合がある。
- (3) 業務実施内容の変更の結果、委託金額の増減があった場合は、委託業務の額の変更契約を締結することがある。
- (4) 委託期間内において、必要に応じて三重県との業務内容打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。

9. 著作権の取り扱い等

- (1) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県への成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作権者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (2) 映像制作に使用した素材及び出演者に関する著作権者は、三重県とする。ただし、第三者から提供を受けた映像等については、この限りではない。
- (3) 出演者及び第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。
- (4) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (5) 映像の出演者の肖像、音声、氏名、略歴等については、本契約終了後も三重県は、無償で使用することができるものとする。成果品に係る出演者のパブリシティ権(肖像権)は、無償で実行委員会に帰属するものとする。

10. 個人情報取扱に関する罰則事項

個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報を取り扱う場合、委託を受けた事務に従事している者もしくは従事していたもの等に対して、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、留意すること。

11. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

委託者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

12. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ③ 発注所属に報告すること。
 - ④ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 委託者は、受託者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

13. その他

- (1) 業務を通じて取得した個人情報については、三重県の保有する個人情報として三重県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (2) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。
- (3) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 業務の遂行にあたっては、新型コロナウイルス感染症による情勢等に留意し、感染拡大防止や事業運営体制の確保に努めること。

14. 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部国際戦略課 太平洋・島サミット推進班 古市、西尾、小畑

TEL : 059-224-2638

FAX : 059-224-3024

パーム9

E-mail : palm9@pref.mie.lg.jp